

新潟県条例第55号

新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例

新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条、第7条、第14条関係）

区 分			単 位	使 用 料（円）		
				午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間	
メインホール	全面使用	平日	1時間	24,800	29,800	
		休日等		37,200	44,700	
	分割使用 (2分の1)	平日		13,700	16,500	
		休日等		20,600	24,700	
国際会議室	平日	21,900		26,300		
	休日等	32,900		39,500		
中会議室	全面使用	平日		1室につき1時間	7,710	9,260
		休日等			11,600	14,000
	分割使用 (2分の1)	平日	4,320		5,250	
		休日等	6,480		7,820	
小会議室	平日	1,750	2,160			
	休日等	2,670	3,290			
展示ホール	全面使用	平日	1時間		148,900	178,800
		休日等			223,400	268,100
	分割使用 (3分の2)	平日		109,200	131,100	
		休日等		163,900	196,700	
	分割使用 (3分の1)	平日		59,700	71,600	
		休日等		89,500	107,400	
展示控室等	展示控室1		1時間		1,750	
	展示控室2				1,230	
	展示控室3				1,750	
	展示控室4A				1,650	
	展示控室4B				1,230	
	展示控室5A				1,540	
	展示控室5B				1,230	
	展示控室6				1,340	
	屋外展示場		1平方メートルにつき1時間		5	

備考

- 「平日」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。
- 入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の250パーセントに相当する額とする。
- 営利を目的とする場合（入場料を徴収する場合を除く。）であって規則で定める事由に該当するときの使用料は、この表に定める額の150パーセントに相当する額とする。
- 準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める額の70パーセントに相当する額とする。
- 2から4までの規定は、「展示控室等」には適用しない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定（第7条に係る場合に限る。）は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定（第14条に係る場合に限る。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。